

VI 推進方策

1. 市民・事業者による景観まちづくりの促進・支援

良好な景観の形成を実現するためには、市民・事業者・行政が良好な景観の形成に向けた意識を共有し、協働により取り組むことが重要です。

そこで、市民・事業者・行政の良好な景観の形成に向けた役割を示します。

(1) 各主体の役割

① 市民

市民は、自らが良好な景観の形成の主役であることを認識し、良好な景観の形成に関する理解を深め、自らの行為が地域の景観の質を高めるよう努めるとともに、日常的な清掃活動、海や河川などの美化、草花の植栽等の自主的な活動に努めます。

また、自らが生活する地域等においては、地域の景観の保全や創出という視点にたち、歴史的まちなみや景観資源の保全、伝統行事の継承、景観資源を保全・活用するための市民活動やボランティアなどに積極的に参加・協力するなどにより、良好な景観の形成に取り組むよう努めます。

② 事業者

事業者は、自らの活動が地域の景観に大きく影響を与えることや、良好な景観の形成が地域のランドマークとなることを認識し、事業活動のなかでも、建築や開発などの行為に際しては、良好な景観の形成に積極的に取り組むよう努めます。

また、地域社会の一員として、市民活動やボランティア、地域のまちづくり活動がなされている地区に事業所がある場合は、その趣旨をふまえた取組に努めるなど、地域社会に貢献するよう努めます。

③ 行政

行政は、本市における景観形成の意義を共通の認識とし、道路や河川等の公共施設や「SDGs 未来都市」をめざした取組等を通じて、地域の良好な景観の形成を先導するよう、その適正な整備に努めます。

また、全庁的に景観形成に取り組むべく横断的な庁内体制の構築をめざし、特に景観に優れた観光地として、積極的に観光分野との連携を図ります。

さらには、住民主体による景観まちづくりの推進に向け、景観まちづくりに向けた協力体制や推進体制、また市民活動やボランティア体制の整備を支援するなど、市民・事業者と協働して良好な景観の形成を進めるとともに、地域住民等による積極的な景観形成活動を促すための景観教育の実施や必要な支援制度を検討します。

そして、良好な景観の形成の推進にあたり、景観法に基づく事前届出制度の運用による景観誘導をはじめとする、良好な景観の形成に関する重要事項の審議機関として、志摩市景観審議会を設置します。

また、本市における良好な景観の形成に向け、中立・公平な立場で、専門的な視点にたってアドバイスしたり、意見することができる景観アドバイザー制度の整備など、良好な景観の形成に関するしくみづくりも検討します。

(2) 景観まちづくりの促進

① 景観まちづくり資源ファイルによる情報発信

志摩市には、「美しい自然環境や雄大な眺め」「地域で継承されてきた歴史的まちなみや伝統・文化」「地域の産業や人々の暮らしとともに培われた農漁村集落や心が癒される風景」などが多数存在します。

そこで、本市の生活文化とまちのにぎわいを育み、地域の歴史、伝統を保全、再生するなど、本市のまちづくりにとって重要となるまちの資源を、冊子「志摩市景観まちづくり資源ファイル」として記録するとともに、本市のにぎわい創出に向け、子ども達や市民、来訪者がこれらのかげがえのない本市の景観資源の一体的な情報発信に努めます。

景観まちづくり資源ファイル作成の目的は次のとおりです。

- ・子ども達に、地域のかげがえのない景観を知ってもらい、地域に愛着を深める資源として整理する。
- ・志摩市の重要な施策となる観光まちづくりを支える資源として整理する。
- ・各地域で取組はじめられているまちづくりに活用できる資源として整理する。

② 重点地区への取組

本市における景観形成上重要な地区は、重点候補地区として位置づけ、必要な支援を行うことにより、地区の個性ある景観を守り育むよう促します。

また、重点候補地区のうち、地区の魅力やにぎわいづくりに向け、重点的に景観まちづくりを推進すべき地区を、志摩市景観条例に、重点地区として規定し、志摩市都市計画マスタープランにおける地域別構想との整合を図り、景観まちづくりを促します。

また、重点候補地区としての位置づけがなされていない場合においても、地区の良好な景観を活かした、地域住民による主体的な取組が展開されている場合には、重点候補地区、そして重点地区としての指定に向け、必要な支援について検討していきます。

2. 都市計画法などの活用による推進

(1) 都市計画等制度の活用

波切地区のような都市計画区域内における、木造密集市街地などの風情ある集落景観の保全にあたっては、建築基準法や都市計画法等の諸制度を活用し、地区住民との合意のもと、防災まちづくりの視点も含めた総合的な視点にたち、良好な景観の形成の実現化に努めます。

(2) 文化財保護法などの活用

国府地区などにみられる、先人から受け継がれてきた連続する槇垣や歴史的建造物群が、将来にわたり保存が図られるよう、伝統的建造物群保存地区を定め、国が重要伝統的建造物群保存地区として選定する文化財保護法のしくみの活用や景観法に規定される景観重要建造物、景観重要樹木などの諸制度を活用し、地域の歴史・文化的資源を活かした景観まちづくりを検討します。

また、的矢湾や英虞湾にみられる養殖筏の景観は特徴的で、英虞湾の海苔ひびは、農林水産業に関連する文化的景観(※)の保護に関する研究において、2次調査の対象とした地域に位置づけられており、「SDGs 未来都市」をめざした取組とも連携し、文化財保護法に基づく文化的景観制度の有効性なども検討し、必要に応じて活用するなど、文化財などを地域の資産として活かした景観まちづくりに努めます。

(※)文化的景観とは:

○文化財保護法による定義…地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの。

英虞湾の「海苔ひび」は、竹の支柱と養殖の網が規則正しく並ぶ美しい景観を表したものだ。

(3) 関連事業との連携

「SDGs 未来都市」である本市では、将来に向けて豊かな自然環境を保全し、御食国としての歴史を持つ持続可能な食材を生み出す農林水産業と観光業の連携を進めながら、環境・経済・社会の3つの視点から持続可能なまちづくりを進めています。

その中でも、特に豊かな自然とともに暮らし続けることができるまちとして、「志摩市の豊かさの源である自然環境がより良く保全され、人の営みと自然が調和した志摩の景観が広がるなかで、持続的に志摩の多様な食材が生産され、地域内の宿泊業や飲食業などで幅広く大切に消費されている」という将来像を目指すためには、「日本の原風景」とも表現された本市の美しい景観の保全が必要不可欠です。

また、市、国、県が整備する道路、公園、河川、公共建築物などの公共施設等は、地域の景観を先導する重要な役割を担っており、これらの公共施設等の景観誘導を図るため、「(仮称)公共施設景観形成ガイドライン」の作成についても検討します。

(4) 景観法の諸制度の活用

歴史的まちなみや、多くの美しい眺望景観がみられる地区における、伝統的な石積み等の保全や美しい槇垣の保全などの取組の継承と、観光振興、地域活性化などと一体的に推進するため、地区住民、自治会、観光協会、公共施設管理者、景観行政団体等が参加し、その実現(実施)に向けたしくみを検討します。

また、様々な関係者が良好な景観形成を図るために必要な協議やルールづくりを行うため、必要に応じて景観協議会の制度も検討します。